

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 所管事務の調査（報告）

(2) 令和元年台風第19号による被害への対応等について

**資料1** 令和元年台風第19号による被害への対応等について（健康福祉局）

**参考資料** 被災者支援メニュー一覧（令和元年10月25日時点）

令和元年11月1日

健康福祉局

## 令和元年台風第19号による被害への対応等について（健康福祉局）

## 1 健康福祉局関係施設の被害状況（10月28日現在 健康福祉局で把握しているもの）

## (1) 床上浸水 10件

＜内訳、利用者への影響等＞

施設	件数	利用者への影響等
高齢者施設	7件	・利用者が他施設へ移動、一時的に閉館（10月13日～10月20日） <b>1施設</b> （小規模多機能型居宅介護・グループホーム併設施設）
		・利用者が上層階へ移動、一時的に閉館（10月13日～10月22日） <b>1施設</b> （小規模多機能型居宅介護・グループホーム併設施設）
		・利用者が上層階へ移動し、その後他施設へ移動 <b>1施設</b> （サービス付き高齢者住宅）
		・サービス提供に大きな影響は生じていない <b>4施設</b> （居宅介護支援、サービス付き高齢者住宅、有料老人ホーム）
障害児・者施設	2件	・一時的に閉館（10月15日～17日午前） <b>1施設</b> （生活介護・就労継続事業所）
		・サービス提供に大きな影響は生じていない <b>1施設</b> （障害者グループホーム）
高齢者・障害児者・地域包括支援センター併設施設（※1）	1件	・居宅介護支援、通所介護、障害者生活介護、地域包括支援センターの <b>4事業所</b> が事業停止 （通所介護・障害者生活介護＝再開に向けて準備中 居宅介護支援・地域包括C＝2階スペースで一部再開）

※1 社会福祉施設みやうち

## (2) 床下浸水 2件

高齢者施設 1件 障害児・者施設 1件

## (3) 浸水・雨漏り等 57件

高齢者施設 25件 障害児・者施設 12件  
 休日急患診療所 2件 基幹相談支援センター 2件  
 公共施設 16件

## (4) 設備（窓ガラス、雨戸等）破損等 28件

高齢者施設 14件 障害児・者施設 6件  
 公共施設 8件

- (5) 樹木被害（倒木等） 5件  
高齢者施設 1件 公共施設 4件
- (6) 停電 2件  
高齢者施設 2件

## 2 台風19号に対する主な支援対応（健康福祉局）

### (1) 保健医療調整本部の設置

#### 【医療対応】

##### EMIS（広域災害救急医療情報システム）による病院被害状況確認

10月12日から13日にかけて、当直体制をもって、市内病院情報の更新を随時呼び掛け、被災した場合には速やかに支援が出来るよう待機

⇒ 結果：すべての病院で被害なしを確認（最終確認10月13日9時20分）

#### 【衛生対応】

##### 衛生対策と消毒作業の助言・支援

床上浸水の被害を受けた方に対し、噴霧器の貸出し、消毒薬、マスク、ゴム手袋の配布を実施した。消毒を実施できない高齢者世帯等には、行政又は消毒業者（神奈川県ペストコントロール協会）による消毒ができる体制を整備した。

また、清掃作業に必要なマスクを、災害ボランティアにも提供した。

<配布等件数> 10月28日現在

消毒薬の区への配布数： 2, 000本（500ml入り）

マスクの区への配布数： 3, 000枚（その他に別途備蓄品を流用）

ゴム手袋の区への配布数： 6, 600枚

噴霧器の配備数：高津区8台、中原区31台、多摩区6台

ボランティアへのマスクの提供： 7, 000枚

### (2) 災害ボランティアセンターの設置

川崎市、川崎市社会福祉協議会及びかわさき市民活動センターとの三者協定に基づき、川崎市災害ボランティアセンターを総合福祉センター内に開設した。

<派遣要請等> 10月28日現在

派遣要請件数 256件

ボランティア従事者 延べ750人

ボランティア実施戸数 172件

※ボランティアの受付等は社会福祉協議会が行っている。

### (3) ホームレスへの避難の呼びかけ等

ホームレスに巡回相談の中で避難を呼びかけるとともに、ホームレス自立支援センターで避難を希望するホームレスの受入を行った。

<利用者数> 10月28日現在

自立支援センター日進町： 8名

生活づくり支援ホーム下野毛： 6名

#### (4) 川崎市動物救援本部の設置及び被災住宅等のペット一時預り支援

台風19号により被災された方のペットを救護するために、動物救援本部を設置し、公益社団法人川崎市獣医師会の会員の動物病院等で被災ペットの一時預り支援を実施した。

<ペット預り件数> 10月28日現在  
1件

#### (5) 老人いこいの家を避難所として利用

高津区内の避難所として、老人いこいの家のスペースを提供した。

<状況>

日時 10月15日(火) 夕方

場所 東高津いこいの家(8世帯12名)

くじいこいの家(6世帯9名)

<現在状況>(10月28日時点)

くじいこいの家 5世帯9名

#### (6) 無料入浴サービスの提供

台風19号で自宅が被災し、自宅の風呂の使用ができない市内在住の方に対し、公衆浴場(銭湯)の御厚意により、無料入浴サービスを提供

<実施状況等>

提供期間 10月18日(金)から11月8日(金)まで

実施浴場 11か所(中原区5、高津区5、多摩区1)

利用人数 2,094人(10月28日(月)現在までの総数)

被災者支援メニュー一覧（令和元年 10 月 25 日時点）

参考資料

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
1	一般（応急対応）	国民健康保険証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
2	一般（応急対応）	国民年金手帳の再発行	災害等で、国民年金手帳を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	身分証明ができるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
3	一般（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（国民健康保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和2年1月未まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
4	一般（給付・減免）	市税の徴収猶予	納税者が災害により被害を受けたりなどして、市税を一時に納付することができない場合、申請することにより市税の徴収猶予が認められる場合があります。	り災証明書	各市税事務所（分室）
5	一般（給付・減免）	税関係証明書の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 課税額証明書 (2) 非課税証明書 (3) 免除証明書 (4) 納税証明書 (5) 固定資産課税台帳記載事項証明書（評価・公課証明書）	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	市税事務所（分室）市民税課、区税証明発行コーナー、出張所、行政サービスコーナー
6	一般（給付・減免）	国民健康保険料の減免	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされ、保険料の支払いが困難となったときは、保険料を減額または免除します。	り災証明書等（コピー可）、被保険者証、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
7	一般（給付・減免）	国民年金保険料の免除	震災、風水害、火災その他これらに類する災害で大きな被害を受けたことにより、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、国民年金保険料の全額が免除されます。	り災証明書（コピー可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し等	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
8	一般（給付・減免）	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	災害等で、市税を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて市税の減免を受けることができます。	り災証明書	各市税事務所（分室）
9	一般（給付・減免）	川崎市災害見舞金・弔慰金	火災、風水害、交通事故、労働災害その他の災害による被災者またはそのご遺族に対して、見舞金及び弔慰金を支給します。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課にお問い合わせください。	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
10	一般（給付・減免）	災害弔慰金	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当にお問い合わせください。	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
11	一般（給付・減免）	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が出た場合に、災害障害見舞金を支給します。	災害障害見舞金診断書等	健康福祉局地域包括ケア推進室地域福祉担当
12	一般（給付・減免）	被災者生活再建支援制度	被災者生活再建支援法に基づき、災害により、居住する住宅が全壊するなどして生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。※【適用になるか調整中】	り災証明書、住民票、預金通帳の写し等（申請の内容に応じた資料が必要になります）	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
13	一般（給付・減免）	住民票の写し等の交付手数料の免除	災害等により、被災者が被災を原因とする各種支援制度などの手続きに必要とする、住民票の写しなど各種証明書の交付手数料を免除します。 《対象となる証明書》 (1) 住民票の写し（広域交付・除票を含む） (2) 住民票記載事項証明書 (3) 印鑑登録証明書 (4) 戸籍謄（抄）本及び戸籍（全部・個人）事項証明書 (5) 除籍謄（抄）本及び除籍（全部・個人）事項証明書 (6) 戸籍記載事項証明書及び戸籍の一部事項証明書 (7) 除籍記載事項証明書及び除籍の一部事項証明書 (8) 戸籍届出記載事項証明書 (9) 戸籍の附票の写し（除附票を含む） (10) 身分証明書 (11) 不在住証明書 (12) 不在籍証明書	り災証明書、身分証明ができるもの、印鑑（本人の自署が可能な場合は必要なし）	区民課、支所区民センター、出張所、行政サービスコーナー、郵送請求事務センター

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
14	一般（融資・貸付）	災害援護資金	災害により負傷または住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	災害援護資金借入申込書、り災証明書（コピー可）、住民票、課税証明書、医師の診断書（世帯主に負傷がある場合）等	区地域ケア推進課、地区健康福祉ステーション保護課
15	一般（融資・貸付）	年金担保貸付制度、労災年金担保貸付制度	国民年金、厚生年金保険または労働者災害補償保険の年金を担保とし、保健・医療、介護・福祉、住宅改修等、冠婚葬祭、生活必需物品の購入などの支出のために一時的に小口の資金が必要な場合にご利用いただけます。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課にお問い合わせください。	独立行政法人福祉医療機構年金貸付課
16	一般（融資・貸付）	社会福祉協議会生活福祉資金制度による貸付	金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けます。	区社会福祉協議会にお問い合わせください。	区社会福祉協議会
17	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	後期高齢者医療保険証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	顔写真付の本人確認書類、マイナンバーがわかるもの、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
18	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	介護保険被保険者証の再発行	災害等で、保険証を無くしたり破れたりした場合に再発行を受けることができます。	身分証明書、被保険者証（汚損・破損の場合）	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
19	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（応急対応）	重度障害者医療証の提示不要	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	健康福祉局長寿・福祉医療課
20	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	医療機関等の窓口での支払いの免除（後期高齢者医療保険）	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、医療保険の窓口負担が不要となります。（令和2年1月末まで）	医療機関等の窓口では、特に必要なし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
21	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	介護サービス利用料の窓口での支払いの免除	住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われた方や、生計維持者の死亡や行方不明、生計維持者の業務の廃止や失職等をされた方は、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、介護サービス利用料について支払いが不要となります。（令和2年1月末まで）	特になし ※後日、り災証明書（コピー可）等による申請が必要になる場合があります。	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション介護認定給付担当
22	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	後期高齢者医療保険料の減免	被保険者またはその属する世帯の世帯主が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（コピー可）、本人確認書類、印鑑	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
23	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	介護保険料の減免	第1号被保険者またはその属する世帯の生計を維持する者が、住家の全半壊や全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災に遭われたことで、保険料を支払うことが困難となった場合には、保険料を減免します。	り災証明書（災害の事実及び被害割合を証する書類）（コピー可）、本人確認書類	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
24	ご高齢の方・障害等をお持ちの方（給付・減免）	福祉年金等の支給停止解除	所得制限により支給停止となっている福祉年金等の受給権者が被災された場合、被害金額が財産価格のおおむね2分の1以上である損害を受けたときには、支給停止が解除されます。	り災証明書（コピー不可）、保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書等の写し	区保険年金課、支所区民センター保険年金係
25	子ども・学校（応急対応）	小児医療証、ひとり親福祉医療証、小児ぜん息医療費受給証の提示不要	災害に伴い、医療証の紛失や、医療証を家庭に残したまま避難している等の理由で医療証を提示できない場合には、氏名・生年月日・連絡先・住所等を申し立てることにより、医療証を持参した場合と同様に受診することができます。	特になし	こども未来局こども家庭課
26	子ども・学校（給付・減免）	保育料の減免（認可保育所等）	災害等で、保育料を納めるに当たって困難な事情がある場合に、状況に応じて認可保育所、認定こども園、地域型保育事業に係る保育料の減免を受けることができます。	り災証明書、本人確認書類、印鑑	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
27	子ども・学校（給付・減免）	児童扶養手当の特別措置	被災者に対する児童扶養手当（ひとり親家庭等に対する手当）について、所得制限及び認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例措置を講じます。	戸籍謄本、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、り災証明書（コピー可）	区児童家庭課、地区健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
28	子ども・学校（給付・減免）	児童手当の特別措置	被災者に対する児童手当について、認定請求等が出来ないものに対する支給開始時期の特例および添付書類省略の特例措置を講じます。	印鑑、振込口座の預金通帳、マイナンバーがわかるもの、身元確認書類、健康保険証の写しまたは年金加入証明書	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター住民記録・児童手当・就学担当
29	子ども・学校（給付・減免）	ひとり親家庭等医療費助成の特別措置	被災者に対するひとり親家庭等の医療費助成について、所得制限の特例措置（被災月から翌年12月までの所得制限の適用除外）を講じます。	り災証明書、健康保険証、印鑑、戸籍謄本、マイナンバーがわかるもの、所得情報の照会に関する同意書	区民サービス部保険年金課国保給付・医療費助成係、支所区民センター保険年金係
30	子ども・学校（給付・減免）	特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の特別措置	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限及び認定請求等ができない方への支給開始時期の特例措置を講じます。	被災状況証書、被災状況のわかる書類（り災証明等）等	区高齢・障害課、地区健康福祉ステーション高齢・障害担当
31	子ども・学校（給付・減免）	高等学校授業料等減免措置	災害により生活が困窮した保護者については、市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料及び市立川崎高等学校付属中学校の入学選考料の免除を受けることができます。	非課税証明書または国民年金及び国民健康保険料の免除・減免を証明する通知書等、り災証明書（コピー可）	教育委員会事務局総務部学事課

番号	カテゴリー（種類）	制度の名称	制度概要・受給要件等	必要書類	窓口
32	子ども・学校（給付・減免）	災害遺児等福祉手当	災害により18歳未満の児童と同一生計を営む父または母等が死亡、または重度の障害（身体障害者1級または2級の方）を有することになった場合に、その児童を扶養している保護者の方へ手当を支給します。	災害であることを明らかにする書類、検案書（死亡診断書）または身体障害者手帳、戸籍謄本、住民票、受給者名義の口座がわかるもの（通帳など）	区民サービス部区民課住民記録第2係、支所区民センター
33	子ども・学校（融資・貸付）	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母子、父子家庭の父子、寡婦を対象とした、災害などにより住宅が全壊した場合や一時的に生活困窮になった場合の貸付制度です。	申請書、住民票、連帯保証人の印鑑登録証明書、収支明細、貸付金状況表、振込先の通帳の写し、り災証明書（コピー可）等	区児童家庭課、健康福祉ステーション児童家庭サービス担当
34	住まい・暮らし（応急対応）	民有地内の土砂等の回収	台風第19号の大雨による冠水により民有地内に堆積した土砂等については、市が回収いたします。	特になし	区道路公園センター、下水道事務所
35	住まい・暮らし（応急対応）	応急給水袋の配布	応急給水袋（10L）を無償にて配布します。	特になし	上下水道局各サービスセンター
36	住まい・暮らし（応急対応）	災害による市営住宅の一時入居	台風第19号により被災し、住宅に大きな被害を受け、居住が困難となった方に、市営住宅等公的住宅への一時避難の受入れを行います。	住民票、り災証明書（コピー可）、使用許可申請書	まちづくり局市営住宅管理課
37	住まい・暮らし（応急対応）	災害ごみの収集	台風第19号に伴い発生した片付ごみを収集します。	当面不要	各生活環境事業所
38	住まい・暮らし（給付・減免）	被災者住宅応急修理制度	被災者の住居を修理することにより、被災者が被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合に、市町村が被災者に代わって直接修理を行います。	住宅の応急修理申込書、住宅の被害状況に関する申出書、り災証明書（コピー可）、資力に係る申出書（住家被害が全壊、大規模半壊の場合は不要）、住宅の応急修理指定業者願書（川崎市がお渡しする施工業者一覧にない業者に依頼する場合必要）	まちづくり局住宅整備推進課
39	企業・お勤めの方（給付・減免）	勤労者福祉共済（見舞金）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、火災・風水害その他の災害により全壊・半壊等の被害が発生した場合に見舞金を支給します。	川崎市勤労者福祉共済給付金請求書、印鑑証明書、市民税の納税証明書、貸付の用途を証明するもの	経済労働局労働雇用部、中央労働金庫市内各支店
40	企業・お勤めの方（融資・貸付）	勤労者福祉共済（福祉資金の貸付）	川崎市勤労者福祉共済の会員を対象に、福祉資金の貸付を行います。	川崎市勤労者福祉共済給付金請求書、印鑑証明書、市民税の納税証明書、貸付の用途を証明するもの	経済労働局労働雇用部、中央労働金庫市内各支店
41	企業・お勤めの方（融資・貸付）	災害対策資金（川崎市中小企業融資制度）	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方を対象とした融資制度です。	り災証明書または市の認定書（資金により異なる）	経済産業局産業振興部金融課、中小企業溝口事務所
42	企業・お勤めの方（融資・貸付）	生活資金貸付（川崎市勤労者生活資金貸付制度）	市内の勤労者を対象に、耐久消費財の購入や住宅の増改築・修繕、医療費や冠婚葬祭費等の生活資金の貸付を行います。	経済労働局労働雇用部、中央労働金庫市内各支店にお問い合わせください。	経済労働局労働雇用部、中央労働金庫市内各支店
43	その他（相談）	人権相談	さまざまな人権侵害や困りごと、心配ごとについての、国などによる相談・救済窓口です。	特になし	横浜地方法務局川崎支局
44	その他（相談）	弁護士相談・司法書士相談・行政書士相談	暮らしの中で生じるさまざまな疑問やトラブルの解決にむけて、区役所で相談窓口を設け、各種専門家・専門相談員がアドバイスを行います。	特になし	区まちづくり推進部地域振興課
45	その他（放送受信料の免除）	NHK放送受信料	床上浸水以上の程度の被害を受けた建物については、令和元年11月までの受診料を免除します。	放送受信料免除申請書、り災証明書	